
ハーグ子の奪取条約の現状と展望

早川 眞一郎

Hayakawa Shinichiro

はじめに

ハーグ国際私法会議は、社会と家族の国際化の進展に伴い、国境を越えた子の監護権紛争、とりわけ実力で子を国境を越えて連れ去るタイプの紛争が大きな問題となりつつあることを踏まえて、その対策のための国際的な枠組みをつくることとし、周到な準備作業を経て、1980年の外交会期で「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年10月25日の条約」⁽¹⁾（以下、「子の奪取条約」と言う）を採択した。子の奪取条約は、1983年に発効して以来、順調に加盟国を増やしてきており、その数は2011年10月1日現在で85カ国にのぼる。

日本はまだ加盟国ではないが、現在、政府部内で加盟に向けた準備が進められている。すなわち、日本政府は、2011年5月の閣議了解によって、この条約の締結に向けた準備を進めることを決定し⁽²⁾、これを受けて、外務省の「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」において、条約実施にあたって重要な役割を担う中央当局の任務等に関する検討が、また法務省の「法制審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）部会」において、条約に基づく子の返還手続きに関する検討が、それぞれ開始された⁽³⁾。これらの準備が順調に進み、国会の承認が得られれば、近いうちに日本もこの条約の用意した国際的なネットワークの一員となる。

本稿では、この条約について、その概要を紹介するとともに、将来に向けた若干のコメントを記すこととしたい⁽⁴⁾。

1 条約の概要

(1) 条約の仕組み

①基本原則：子の迅速な返還

この条約の基本的な原則は、国境を越えて不法に連れ去られた（または留置された）子の迅速な返還である。

すなわち、条約（12条）によれば、2つの条約加盟国（A国・B国）の間において、A国に常居所がある16歳未満の子が、不法にB国に連れ去られた場合および不法にB国に留め置かれている場合には、B国はその子を直ちにA国に返還する義務を負う。たとえば、A国で暮らしている子を、一方の親（以下、TP〔Taking Parent〕と言う）が不法に——典型的には、監護権を有する他方の親（以下、LBP〔Left Behind Parent〕と言う）に無断で——B国に連れ去

った場合には、B国はLBPからの申立てがあれば原則として直ちに子をA国に返還しなければならないことになる。また、TPが、LBPの同意を得て子をB国に一時的に連れて行った後、A国への帰国予定時期が過ぎても不法に子をB国に留め置いている場合も、同様である。なお、以下、本稿では、記述の便宜のため、以上の例で挙げた「A国」および「B国」という表記を、それぞれ連れ去り元の国および連れ去り先（留置先）の国を示すために用いることとする。

このように、条約が原則として直ちに子をA国に迅速に返還することとしているのは、次のような発想による。すなわち、このような連れ去り・留置が発生したときに迅速な返還が行なわれずに子がB国に居続ければ、B国において監護の本案に関する裁判がなされてTPに有利な結論が出されることが多くなり、そのことは、結局、連れ去り・留置を助長する。そして、子の連れ去り・留置は、子の福祉・利益にとって大きな侵害に当たる。つまり、子が両親間の争いの結果として不法に国境を越えて連れ去られまたは留置されること自体が、子の利益を大きく害するのであって、これを極力抑止することが子の利益に資するという発想が、この条約の基本にはある。

条約は、監護についての本案判断（両親の間で監護権をどのように配分するか等）は、子の常居所地国であるA国に子を戻したうえでA国の裁判所においてなされるべきであるという前提のもとに、子の監護権についての本案判断とは完全に切り離れた形で、迅速な原状回復を図ることに特化しているのである。

②基本原則の例外（返還義務のない場合）

条約には、この即時返還の原則に対して例外（返還しなくてもよい場合）が定められている。そのなかで、とくに重要な例外事由としては次のようなものがある⁶⁾。

(ア) 1年経過後の申立ておよび新環境への住み慣れ

条約12条1項は、連れ去り・留置の発生から1年以内にB国の裁判所（条約上は、「返還を命ずる司法機関または行政機関」とされているが、ほとんどの国で裁判所がこれに該当するので、本稿では「裁判所」と言う）に返還の申立てがなされたことを返還命令の要件としているが、同条2項で、1年経過後の申立ての場合にも、子が新しい環境になじんでいることが証明されない限りは、子の返還を命じるとしている。つまり、通常の期間制限と異なり、1年経過によって自動的に申立てができなくなるのではなく、相手方（TP）等が子が新しい環境になじんだことを証明できないと、やはり返還を命じなければならないことになっているのである。

(イ) 返還が子を許し難い状況におく重大な危険

条約13条1項b号は、「子の返還が子の身体もしくは精神に危害を加えまたはその他許し難い状況に子を置く重大な危険があること」が証明された場合には、返還しなくてもよいと定めている。子の奪取条約の適用に際しては、この抗弁（以下「重大な危険の抗弁」と言う）が主張されて重要な争点になることが多い。

(ウ) 子自身による異議

条約13条2項は、「子が返還に異議を述べており、子がその意見を考慮に入れるのが適切

な程度に成熟していることを認めるとき」にも返還を拒否できると定めている。この例外も、実際の事件では争点になることが少なくない。

③基本原則を補強する仕組み

子の迅速な返還という基本原則を実現するために、条約にはいくつかこの原則を補強するための仕組みが導入されている。そのうち主要なものは次の2つである。

(ア) 中央当局による行政協力

条約は、中央当局 (Central Authority) の制度を導入することによって、この条約が効率的に運用されて、加盟国の市民にとってこの条約が利用しやすいものになるように、工夫をしている。

加盟国はそれぞれ自国の中央当局となる機関 (法務省または外務省に当たる官庁のもとに設置されることが多い) を指定し、その中央当局が、この条約運用に当たって、国家間での協力、国内諸機関間の協力の促進、関係当事者への援助等について、実務上、きわめて重要な役割を果たすことになっている (条約7条1項)。中央当局は、条約7条2項に列挙されている次のような主要な任務につき、すべての適切な措置をとる義務がある (国内法制、人的・財政的リソース等が許す範囲内ではあるが)。

- a 不法に移動されまたは留置されている子の所在を発見すること
- b 仮の措置を発動しまたは発動させることによって、子に対するあらたな危険や関係当事者に対する危害を防止すること
- c 子の任意の返還を実現し、または合意による解決を図ること
- d それが有益である場合には、子の社会的背景に関する情報を交換すること
- e 条約適用に関する自国法についての一般的な情報を提供すること
- f 子の返還を実現するための、また場合によっては面接交流権の実効的な行使を準備し確保するための、司法的または行政的な手続を開始しまたはその開始を援助すること
- g 必要に応じて、弁護士を付与することも含む法律扶助を与えまたはその獲得を援助すること
- h 子の安全な返還を確保するために必要かつ有益な行政上の措置をとること
- i この条約の実施に関する情報を相互に提供し、条約適用にあたって生じる障害を可能な限り除去すること

中央当局は、以上に列挙された任務のほか、当然のことながら、子の返還の申立て (および面会交流の申立て) を受理して子の所在国の中央当局への転達することなども行なう (条約9条、21条)。

このように、中央当局は、この条約運用のキープレイヤーであり、各国の中央当局が十分に機能することは、子の奪取条約が順調に運用されるための不可欠の前提である。日本の中央当局となる予定である外務省 (外務大臣) の活躍が期待されるゆえんである。

(イ) 監護権判断からの分離

条約に基づく返還手続を、上記のように子の監護権についての本案判断とは完全に切り

離す形で設計していることも、迅速な子の返還という目的を達成するための重要な仕組みである。

具体的には、条約16条が、B国は、不法な連れ去り・留置の通知を受けた後は（条約の定める子の返還のための要件が満たされないことが明らかにされるか、条約に基づく申立てがなされずに相当の期間が経過するまでは）、「監護権の本案について決定してはならない」と定め、条約による返還手続を優先させることにしている。また、条約17条は、B国内で有効な監護に関する決定（B国の裁判所が下した決定であれ、B国で承認される他国の裁判所の決定であれ）があっても、そのこと自体は「条約に基づく返還を拒否する理由にはならない」と定め、たとえば、監護本案に関する決定のゆえに、条約に基づく返還が妨げられることはないようにしている。さらに、条約19条では、逆に、この条約に基づいてなされる子の返還に関する決定が、監護権に関する問題の本案について影響を及ぼすこともない旨を定めている。たとえば、条約に基づいて子の返還が決定されたとしても、そのことのゆえに子の監護に関する本案判断としてLBPが子の監護をすべきだということが決められたと考えるはならないというのである。

このように、条約に基づく返還手続を監護権についての本案判断から切り離すことによって、第1に、本案判断をするために必要となる作業が不要になるため迅速に返還手続を進めることができ、第2に（より重要なこととして）、本案判断をめぐる子の最善利益の考慮を排除することを通じて、子を常居所地国に返還するという原則をより徹底して実施することが可能になるのである。

（2）条約の運用状況

①ハーグ国際私法会議によるフォローアップ

子の奪取条約については、ハーグ国際私法会議の作成したその他のいくつかの条約と同様、同会議がフォローアップの作業を継続的に行なってきた。すなわち、ハーグ国際私法会議は、その常設事務局の活動等を通じて、この条約について、その運用状況や問題点を確認するとともに、よりよい運用のための各種のサポートを積極的に行なってきたのである。

たとえば、数年に1回の頻度で、ハーグ国際私法会議加盟国およびこの条約の加盟国のほか関係諸団体を招聘して、この条約について協議する特別委員会が開かれている。また、この条約に関する各国裁判のデータベース（INCADAT）⁽⁶⁾の作成、条約運用のためのガイドライン・マニュアル（Guide to Good Practice: Child Abduction Convention）⁽⁷⁾の作成、条約に関する文献リストの収集、条約案件の統計調査なども行なわれ、その成果は、同会議のウェブサイトで公表されている。さらに、子の奪取条約の案件を扱う各国の裁判官の間の連携・協力を図るためのネットワーク作り⁽⁸⁾も、同会議事務局の援助のもとに行なわれている。

②返還手続の申立てとその結果の概況

子の奪取条約に基づく子の返還手続の現況を、直近の第6回特別委員会（2011年6月）⁽⁹⁾において報告された統計資料⁽¹⁰⁾を基にして、概観しておこう。この統計は、2008年の1年間について、各国からそれぞれの国での扱い件数等についてアンケートを実施し、それを

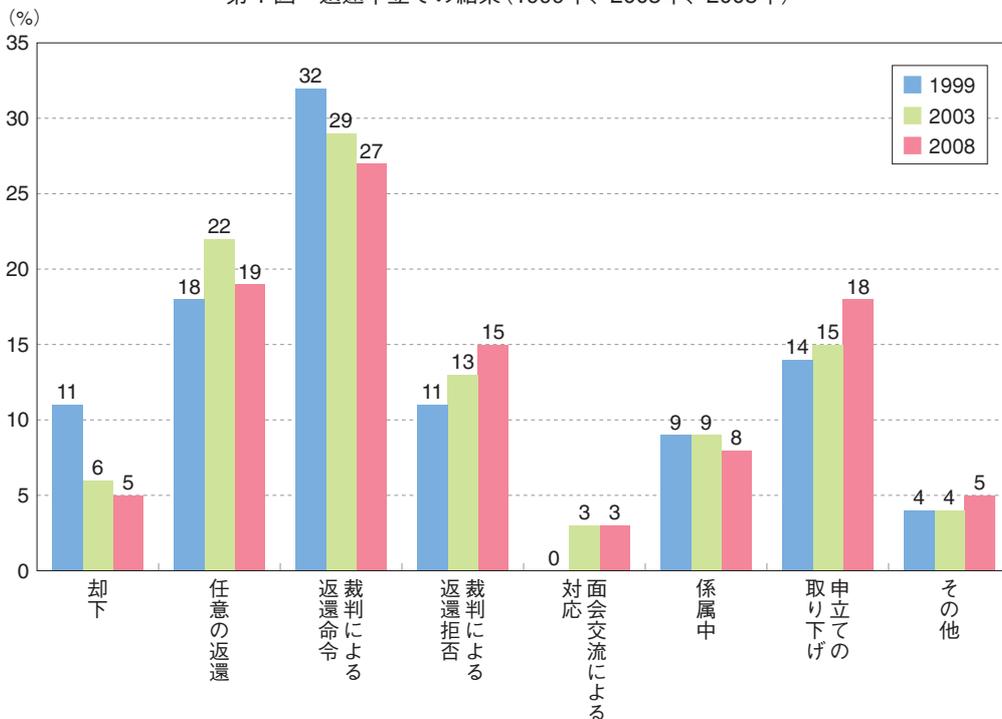
とにして整理・分析されたものである。

申立ての件数は、全世界で年間1965件（申立て対象となった子は2703人）であった。国別では、米国が、申立てを受けた件数（すなわち連れ去り先が米国の件数：283件）でも、申立てをした件数（すなわち連れ去り元が米国の件数：309件）でも、首位である。

これらの申立てについての結論は、以下のような分布になっている⁽¹¹⁾。①申立ての却下が5%、②任意の返還がなされたものが19%、③返還を命ずる裁判が出されたものが27%、④返還を拒否する裁判が出されたものが15%、⑤面会交流による対応（裁判または合意）が3%、⑥結論の出していないもの（2010年6月末時点で係属中）が8%、⑦申立てが取り下げられたものが18%、⑧その他が5%である。2008年の統計のこのような結論を、同様の調査を行なった2003年および1999年の統計と比較したグラフが、第1図の「返還申立ての結果」⁽¹²⁾である。

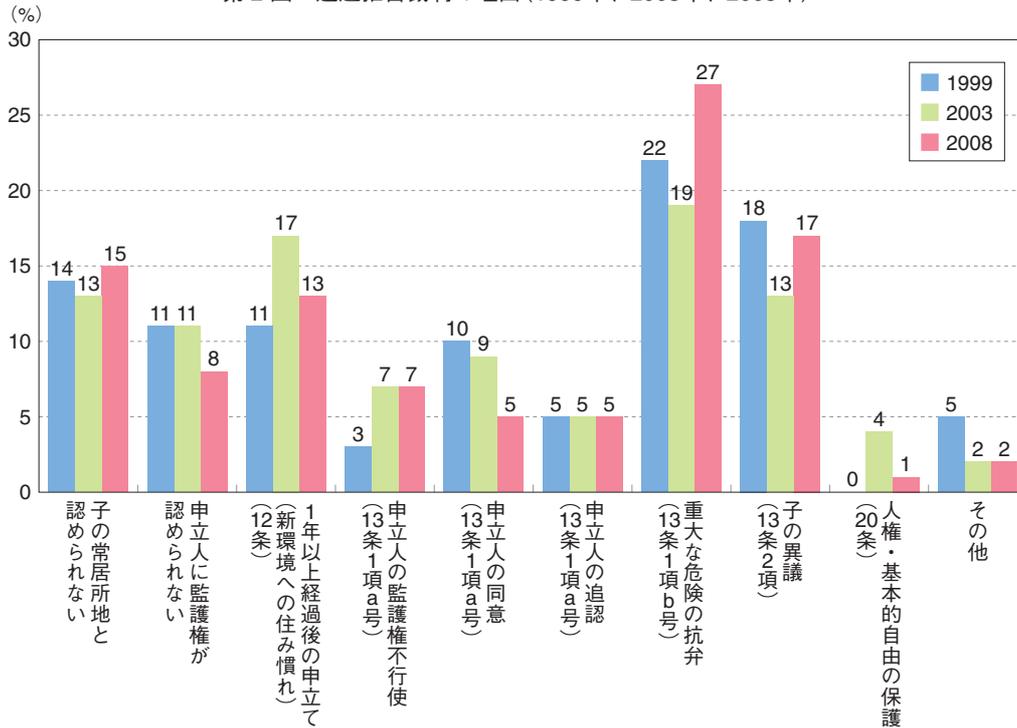
また、上記の返還拒否の裁判がいかなる理由に基づくのかについても統計がとられている⁽¹³⁾。それによると、返還拒否の裁判がなされたもの（これを100%として）のうち、①委託国（申立てを発した国）が子の常居所地国ではないという理由が15%、②申立人に監護権が認められないという理由が8%、③1年以上経過後の申立ておよび新環境への住み慣れ（12条）という理由が13%、④申立人の監護権不行使（13条1項a号）という理由が7%、⑤申立人の同意（13条1項a号）という理由が5%、⑥申立人の追認（13条1項a号）という理由が5%、⑦重大な危険の抗弁（13条1項b号）という理由が27%、⑧子の異議（13条2項）という理由が17%、⑨人権・基本的自由の保護（20条）という理由が1%、⑩その他が2%である。2008年の統計のこのような結論を、同様の調査を行なった2003年および1999年の統計と比較し

第1図 返還申立ての結果（1999年、2003年、2008年）



(出所) Nigel Lowe, "A Stastical Analysis of Applications Made in 2008 under The Hague Convention of 25 October 1980 on the Civil Aspects of International Child Abduction," Preliminary Document, No. 8, p. 21.

第2図 返還拒否裁判の理由(1999年、2003年、2008年)



(出所) Nigel Lowe, op. cit., p. 32.

たグラフが、第2図の「返還拒否裁判の理由」⁽¹⁴⁾である。

2 最近の動向と今後の展望——「子の最善利益」の考慮をめぐって

最後に、限られた視点からではあるが、この条約をめぐる最近の動向および今後の展望について触れておきたい。

(1) 最近の注目される動向

子の奪取条約に関する最近の動向のうちとくに注目すべき点としては、子の返還拒否の可否をめぐる立法・裁判の動きを挙げることができよう。

この条約は、上記のように不法な連れ去り・留置の場合には子を迅速に常居所地国に返還するのを基本原則としているが、その例外事由を定める規定に関連して、これまでさまざまな議論がなされてきている。例外が広く認められたのでは、連れ去り・留置の抑止という条約の目的の達成は阻害されるという点などを考慮して、これまで一般的には、この例外はかなり制限的にしか認めない傾向がみられた⁽¹⁵⁾。

しかし、最近では、子の最善利益をどのような形で考慮するかという視角から返還の許否の判断に関して問題を提起する立法例・裁判例が現われ、議論を呼んでいる。その代表的なものに触れておこう。

まず、注目すべき立法例として、スイスの2007年12月21日の法律(「子の国際的奪取並びに子及び成年者の国際的保護に関するハーグ条約に関する連邦法」、以下「2007年スイス法」と言う)⁽¹⁶⁾がある。スイスはこの法律によって、条約第13条1項b号の「重大な危険の抗弁」の

判定にあたり、「その他許し難い状況」に該当するひとつの場合を具体的な要件を示して規定し、返還許否の判断において子の最善利益という要素を正面から考慮することを認める国内法規定を導入した。すなわち、2007年スイス法5条は次のように定める。

第5条（子の返還および最善利益）

次に掲げる要件のすべてを具備する場合には、子の返還は1980年ハーグ条約第13条1項b号にいう「許し難い状況」に子をおくことに当たるものとする。

- a 申立てをした親の監護にゆだねることが子の最善利益に合致しないことが明白であること。
- b 諸般の事情を勘案すると、奪取をした親が奪取直前の子の常居所地国において子の監護をできる状況にないか、または奪取をした親に対してそのような監護を求めることが合理的ではないこと。
- c 第三者の監護にゆだねることが子の最善利益に合致しないことが明白であること。

この規定は、スイス人である母親がTPとしてオーストラリアからスイスに子を連れ帰った事件で実際に生じた状況などを参考に、そこで生じた問題等に対処すべく設けられたものである。この事件では、条約を適用して子をオーストラリアに返還することになったが、母親はオーストラリアに入国すると子の奪取を理由とする刑事訴追を受けるおそれがあるため同行することができず、子だけが返還されたところ、父親には養育能力がなかったため、子は1年半の間3軒の里親のもとを転々とさせられた後に、結局、オーストラリアが母親に監護権を与える旨を決定し、スイスの母親のところに戻された⁽¹⁷⁾。このように返還先の国での監護環境が整わない場合にまで子をともかく返還することが、はたして適切なのか問われ、子の最善利益を考慮要素として明示する上記のようなルールが国内立法として導入されたのである。

つぎに、裁判例として注目されるのは、欧州人権裁判所の裁判である。この裁判所においては、欧州各国の行なった子の奪取条約に基づく裁判につき、それが欧州人権条約に違反するという申立てがなされて審理される例がいくつかみられる。なかでも、2010年7月6日に同裁判所大法廷が言い渡したノイリンガー事件判決⁽¹⁸⁾は、子の奪取条約に基づいて子のイスラエルへの返還を命じたスイスの裁判について、その裁判を執行することは欧州人権条約8条（「私生活および家族生活が尊重される権利」を定めたもの）に違反するという結論を示したものであり、その理解の仕方によっては子の奪取条約の運用にとって重大な支障となる可能性があるため、とくに注目された。この事件では、《条約に基づいて子を返還するか否かの判断に際して、監護に関する本案をもカバーするような形で「子の最善利益」を考慮することが許されるのか》が問われた。もしそれが許されるとすると、条約の基本的な仕組み（監護に関する本案判断と分離して原状回復を図るという上記の仕組み）が根本から揺るがされることになる⁽¹⁹⁾。

(2) 日本の条約加盟との関連で

以上のような簡単なスケッチからも推測されるように、返還の許否の判断に際して、子

の最善利益という要素をどこまでどのように考慮することができるか（またすべきか）は、国際社会において今後もなお議論されることになるであろう重要な問題である。

日本が条約実施のための国内法を準備するに際しても、また加盟後にこの条約および関連法令を解釈適用するに際しても、この問題は焦点のひとつとなろう。一方で、条約の返還手続が監護権に関する本案判断からは切り離された手続であること、および、不法な連れ去り・留置を抑止するという条約の目的を達成するためには返還を拒否できる例外はできる限り限定すべきであることに十分配慮しつつ、他方で、子の最善利益を考慮に入れる仕組みを導入しそれを運用するのは、容易なことではない⁽²⁰⁾。立法および運用に当たっては、諸外国の動向にも留意しつつ十分な議論を尽くす必要がある。

- (1) Convention du 25 octobre 1980 sur les aspects civils de l'enlèvement international d'enfants: Convention of 25 October 1980 on the Civil Aspects of International Child Abduction. この条約の正文、加盟国、解説報告書、関連文献情報等は、ハーグ国際私法会議のウェブサイト (www/hcch.net/) に掲載されている。なお、条約の邦語訳（仮訳）は、注3に記載した法務省および外務省のウェブサイトそれぞれ資料として掲げられている。
- (2) 2011年5月20日に、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に向けた準備について」が閣議了解された（首相官邸のウェブサイトでの公表は、http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201105/_icsFiles/afieldfile/2011/05/20/0520Hague_Convention.pdf）。また、同月26—27日にフランスのドービルで開催された主要国首脳会議（G8サミット）の機会に、菅直人総理大臣が、この閣議了解の内容を、米国、フランス等、それまで日本の加盟を強く求めていた各国の首脳に対して、正式に表明した（2011年5月28日各紙朝刊などで報道された）。
- (3) これらの会合における検討の状況については、それぞれ法務省および外務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500013.html> および <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/hague/>) を参照のこと。
- (4) 子の奪取条約に関する主要な邦語文献としては、次のようなものがある。
早川眞一郎「国境を越える子の奪い合い（一）」『名古屋大学法政論集』164号（1996年）、49ページ、同「子の奪い合いについての一考察」『日本民法学の形成と課題（下）〔星野英一先生古稀記念論文集〕』（有斐閣、1996年）、1207ページ、織田有基子「『子の奪取に関するハーグ条約』の実際の適用と日本による批准可能性」『国際法外交雑誌』95巻2号（1996年）、171ページ、早川眞一郎・道垣内正人ほか「国際的な子の奪取の民事面に関する条約の実施に関する法律試案及び解説」『民商法雑誌』119巻2号（1998年）、302ページ、樋爪誠「ドイツにおける国際的な子の奪い合いの規整」『愛知学院大学法学論叢』法学研究』41巻1号（1999年）、228ページ、樋爪誠「渉外的な子の奪取における返還の否定」『立命館法学』271・272号（2000年）、1403ページ、横山潤「国際的な子の奪取に関するハーグ条約」『法学研究』（一橋大学）34号（2000年）、3ページ、河野俊行「子の養育・監護・引き渡し——子の奪取の民事面に関するハーグ条約と国際民事訴訟法・国際私法の統一的解釈論の試み」『日本と国際法の100年（第5巻・個人と家族）』（三省堂、2001年）、177ページ、樋爪誠「渉外法における子の利益——渉外的な子の奪取における返還の否定から」『立命館法学』275号（2001年）、323ページ、山内惟介「国際私法における子の奪取について——ドイツ連邦憲法裁判所とハーグ条約」、同「国際私法における子の奪取について——ドイツ連邦憲法裁判所の二決定」『国際公序法の研究——抵触法的考察』（中央大学出版部、2001年）、251、263ページ、早川眞一郎「子の奪い合い紛争解決のためのわが国の課題——子の奪取に関するハーグ条約の適用事例に照らして」『法学』65巻6号（2002年）、1ページ、同「子の奪い合い紛争の解決——国際

的な取り組み（条約）の観点から」『家族く社会と法』18号（2002年）、134ページ、樋爪誠「国際的な子の引渡し（1）（2・完）」『立命館法学』319号（2008年）、761-781ページ、同320号（同）、973ページ、大國和江・大谷美紀子ほか「〈特集〉ハーグ条約と日本の子の監護に関する実務」『自由と正義』61巻11号（2010年）、39ページ、岡野正敬「国境を越える子の奪取をめぐる問題の現状と課題」『国際法外交雑誌』109巻1号（2010年）、27ページ、織田有基子「ハーグ子奪取条約の現在——第5回特別委員会における議論の紹介を中心に」『国際法外交雑誌』109巻2号（2010年）、46ページ、西谷祐子「国際的な子の奪取に関するハーグ条約とドイツにおける運用」『民事月報』65巻11号（2010年）、69ページ、横山潤「国際的な子の奪取の民事面に関する条約について」『法曹時報』63巻3号（2011年）、529ページ、早川眞一郎「『ハーグ子奪取条約』断想——日本の親子法制への一視点」『ジュリスト』1430号（2011年）、12ページ、大谷美紀子「別居・離婚に伴う子の親権・監護をめぐる実務上の課題」『ジュリスト』1430号（2011年）、19ページ、早川眞一郎「『子連れ里帰り』の行方——ハーグ子奪取条約と日本」『変動する日本社会と法〔加藤一郎先生追悼論文集〕』（有斐閣、2011年）所収。

- (5) 即時返還の原則に対する例外として返還拒否が認められる場合としては、本文に掲げるもののほか、監護権者の監護権不行使または連れ去り・留置に対する同意・追認の場合（13条1項a号）、申立てを受けた国の人権および基本的自由に関する基本的な原則に照らして許されない場合（20条）がある。
- (6) このデータベースは、<http://www.incat.com/>において公開されている（ハーグ国際私法会議のウェブサイトからリンクされている）。
- (7) このGuide to Good Practice: Child Abduction Conventionは、ハーグ国際私法会議のウェブサイトに掲載されている（http://www.hcch.net/index_en.php?act=publications.details&pid=2780など）。
- (8) このネットワークに属する裁判官のリスト（氏名、国および所属裁判所）は、ハーグ国際私法会議のウェブサイトに掲載されている（<http://www.hcch.net/upload/haguenetwork.pdf>）。
- (9) この第6回特別委員会の主な資料は、ハーグ国際私法会議のウェブサイトに掲載されている（http://www.hcch.net/index_en.php?act=progress.listing&cat=7）。なお、第6回特別委員会は、2011年6月と2012年1—2月の2回に分けて開催される。2011年6月の会合には、日本も含めて約70カ国の代表のほか、非政府組織（NGO）等の各種団体の代表など、総計約260人が参加した（筆者も、International Law Associationの代表として出席した）。
- (10) Nigel Lowe, “A Stastical Analysis of Applications Made in 2008 under The Hague Convention of 25 October 1980 on the Civil Aspects of International Child Abduction,” Preliminary Document, No. 8 (2011)（ハーグ国際私法会議のウェブサイト〔前掲注9〕に掲載）。
- (11) Nigel Lowe, 前掲注10, pp. 20–22.
- (12) Nigel Lowe, 前掲注10, p. 21.
- (13) Nigel Lowe, 前掲注10, pp. 28–40, とくに p. 31.
- (14) Nigel Lowe, 前掲注10, p. 32.
- (15) たとえば、LBPである父親がTPである母親に対して家庭内暴力を振るっていたとしても、それを理由にして子の返還を拒否できるわけではないという考え方も有力に唱えられている。この点につき、早川、前掲注4「子の奪い合い紛争解決のためのわが国の課題」、11–18ページなど参照。
- (16) スイスの新立法およびその制定の経緯等については、Bucher, “The New Swiss Federal Act on International Child Abduction,” *Journal of Private International Law*, Vol. 4, No. 2, August 2008, p. 139 など参照。
- (17) Ibid., pp. 139–149 参照。
- (18) この判決は、欧州人権裁判所のウェブサイト（<http://www.echr.coe.int/echr/>）に掲載されている（同ウェブサイトの判例検索システムにおいてキーワード“Neulinger”で検索）。

- (19) このノイリンガー事件判決については、Walker, “The Impact of the Hague Abduction Convention on the Rights of the Family in the Case-law of the European Court of Human Rights and the UN Human Rights Committee: the Danger of Neulinger,” *Journal of Private International Law*, Vol. 6, No. 3, December 2010, p. 649等を参照。
- (20) 法制審議会での審議を踏まえてパブリックコメントのために法務省民事局参事官室が作成した中間取りまとめ（『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）』を実施するための子の返還手続等の整備に関する中間取りまとめ）〔以下、「中間取りまとめ」〕においては、この点に関して、次のような提案をしている（「中間取りまとめ」、16-17ページ）。

子の返還拒否事由については、次の①から⑥までとし、これらのうちの一つが認められた場合には、子の返還を拒否することができるものとする。

- ① 〔略〕
- ② 〔略〕
- ③ 〔略〕
- ④ 【甲案】次に掲げる事由のいずれかがあること。
 - a 子が申立人から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴力等」という。）を受けたことがあり、子が常居所を有していた国に子を返還した場合、子が更なる暴力等を受ける明らかなおそれがあること。
 - b 相手方が、申立人から子が同居する家庭において子に著しい心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けたことがあり、子が常居所を有していた国に子を返還した場合、子と共に帰国した相手方が子と同居する家庭において更なる暴力等を受ける明らかなおそれがあること。
 - c 相手方以外の者が子が常居所を有していた国において子を監護することが明らかに子の利益に反し、かつ、相手方が子が常居所を有していた国において子を監護することが不可能又は著しく困難な事情があること。
 - d その他子が常居所を有していた国に子を返還することが、子に対して身体的若しくは精神的な害を及ぼし、又は子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること。

【乙案】子が常居所を有していた国に子を返還することが子に対して身体的若しくは精神的な害を及ぼし、又は子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること。

その認定に当たっては、以下の事情等を考慮するものとする。

 - a 子が常居所を有していた国に子を返還した場合、子が申立人から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴力等」という。）を受けるおそれの有無
 - b 子が常居所を有していた国に子を返還した場合、子と共に帰国した相手方が子と同居する家庭において子に心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けるおそれの有無
 - c 相手方以外の者が子が常居所を有していた国において子を監護することが子の利益に反し、かつ、相手方が子が常居所を有していた国において子を監護することが困難な事情の有無
- ⑤ 〔略〕
- ⑥ 〔略〕

（注）【甲案】は、関係閣僚会議（平成23年5月19日開催）で了承された『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約』（ハーグ条約）〈条約実施に関する法律案作成の際の了解事項〉を踏まえ、aからcまでのいずれかの事由が認められれば、子に重大な危険があるとして、子の返還拒否事由に該当するとの考え方である。もっとも、各要件を掲げることの適否や具体的な

規定の仕方については、なお検討するものとする。これに対し、【乙案】は、上記関係閣僚会議の了解事項を踏まえたものであるが、子の返還拒否事由としては、「子に重大な危険があること」とし、aからcまでの事由（【甲案】のaからcまでに相当する事由）を、子に重大な危険があるかどうかを判断するための考慮要素として例示する考え方である。

この返還拒否事由④の甲案・乙案ともに、「子の最善利益」に明示的に言及してはいないが、内容としては、2007年スイス立法と同様に、条約13条1項b号の要件を子の最善利益の観点からより具体化しようと工夫するものであると評せよう。